

設立事業所の事業主及び事務担当者の皆さまへ

千葉県日産自動車健康保険組合

「被保険者資格取得届」並びに「被扶養者（異動）届」提出時における
「個人番号」の記入の徹底及び早期提出について（お願い）

1. お願い事項

- (1) 「被保険者資格取得届」及び「被扶養者（異動）届（新規取得の場合）」（以下併せて「資格取得届等」という。）の提出時には、必ず「個人番号」の記入をお願いします。
なお、提出時に個人番号が不明の場合（新生児など）は、判明後速やかに連携をお願いします。
- (2) 資格取得届等は、当該資格取得後速やかに提出をお願いします。
資格取得届等は、当該事実があった日から 5日以内に健康保険組合に届け出る必要があります。

2. 理由

- (1) 令和5年6月1日付けで健康保険法施行規則（以下「施行規則」という。）が変更（別紙参照）され、資格取得届等への個人番号の記載が義務化されました。また、マイナンバーカードによる受診時に所属の保険者（健保等）が不明とならないよう、施行規則に基づき、できる限り5日以内に資格取得届等を提出することが求められています。
- (2) 健康保険組合における誤登録防止のため、資格取得届等の記載事項の確認の徹底が求められ、記載事項が不十分な資格取得届等の受付はできなくなります。受付が可能な資格取得届等は次の通りです。
 - ① 資格取得届等に 個人番号及び氏名、カナ氏名、生年月日、性別及び住所（以下「5情報」という。）が記載されていること。
 - ② 資格取得届等に最低限5情報が記載されていること（健康保険被保険者証発行のため）
ただし、②の場合については、速やかに個人番号の連携が必要となります。

3. 個人番号の記入がない場合及び提出が遅れた場合の問題点

令和5年4月から医療機関では原則マイナンバーカードにて診療することになっており、所属している健康保険組合が分からない場合は次の問題が生じる可能性があります。

- (1) 被保険者又は被扶養者（受診者）が医療費の100%を請求されます。
- (2) 所属の健康保険組合の確認や健康保険組合負担分の調整など、健康保険組合における事務手続きが大幅に増加します。

<問い合わせ先>

千葉県日産自動車健康保険組合

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港184番地

TEL 043-204-2311

担当：青山・久我